千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県情報公開審査会 委員長 古幡 浩

異議申立てに対する決定について(答申)

平成14年5月21日付け公第58号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成13年11月6日付けで異議申立人から提起された、平成13年9月28日付け公第189号で行った行政文書不開示決定通知に係る異議申立てに対する 決定について 答申

1 審査会の結論

千葉県知事の決定は、妥当である。

#### 2 異議申立人の主張要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県知事(以下「実施機関」という。)が平成13年9月28日付け公第189号で行った「八千代市に建設予定の県立公園(八千代広域公園)の調査(基本調査)と基本構想及び基本計画のそれぞれ発注仕様書及び業務委託契約書とその伺い関係文書」の行政文書不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

- ア 八千代市内に建設予定の県立八千代広域公園の基本構想と基本計画の発 注仕様書及び契約書(含各伺い関係資料)が廃棄されていることは、とて も信じられない。
- イ 業務委託し策定した成果品があるとはいえ、当該事業は、いまだ未着工、 未完成であり、決して本件事業の全てが完遂したわけではない。
- ウ 本来、本件のような多額の経費が用いられる事業案件の基本構想及び基本計画の関係資料、特に仕様書及び契約書等の契約の基本に係る資料は、 永年保存されるべきであり、少なくとも今回の場合のように、当該事業案件が、未着工、未完工段階のものであれば、なおさら永年保存されてしかるべきである。
- エ 今後、当該事業遂行の過程で、契約段階に遡り確認、調べる必要が生じたときなどいかがするのであろうか。是非、再作成あるいは委託先控えを利用するなどしてでも、当該資料の開示を求めるものである。

#### 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 基本計画作成の経緯について

ア「県立八千代広域公園」構想については、八千代市が、昭和59年度に「(仮称) 八千代広域公園構想説明書」、昭和63年度に「広域公園基本構想説明書」、平成元年度に「広域公園基本計画(第1期分)説明書」を作成、県に対し、県立都市公園事業化への要請を行ったものである。

イ 県では、この公園構想について、平成3年度から平成7年度を計画期間とする「さわやかハートちば5か年計画」において、新規に整備する県立都市公園の一つとして位置づけ、平成3年度に「八千代広域公園基本計画報告書」(以下「広域公園基本計画書」という。)を作成したところである。

#### (2) 本件文書について

県立八千代広域公園の基本調査及び基本構想については、八千代市が、実施又は作成したものであり、県が保有した行政文書は、県立八千代広域公園のあり方を基本計画レベルでとりまとめた広域公園基本計画書に関わる「業務委託契約書、仕様書及び伺い文(起案)」(以下「本件文書」という。)である。

#### (3) 本件文書の保存期間について

本件文書の保存期間は、当時の「千葉県文書規程」(以下「文書規程」という。)第43条に規定する別表第四の「出納証拠書類」に該当し、保存期間は5年と定められていた。

#### (4) 不開示の理由について

ア 県立八千代広域公園の基本調査の実施及び基本構想の作成は、八千代市が 行っており、県では、発注仕様書及び業務委託契約書とその伺い関係文書 を作成していないため、不開示とした。

イ 広域公園基本計画書が、平成4年3月に完成しているため、本件文書は、遅くとも平成4年3月31日までに完結文書となったものと考えられ、保存期間が5年とされていることから、平成9年3月31日以前に保存期間が満了し、開示請求のあった平成13年9月18日時点では、すでに廃棄されており、不存在のため不開示としたものである。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

#### (1) 文書の不存在について

#### ア 基本調査及び基本構想について

異議申立人は、八千代市に建設予定の県立公園(八千代広域公園)の調査(基本調査)と基本構想及び基本計画のそれぞれ「発注仕様書及び業務委託契約書とその伺い関係文書」の開示を求めているところ、基本調査及び基本構想については、実施機関が作成した広域公園基本計画書の「第1章計画の目的と手順」に、「八千代市では、・・・『広域公園基本構想』『広域公園基本計画(第1期分)』・・・で具体的な広域公園の計画案を示している。」との記載があり、そもそも実施機関は、基本調査及び基本構想を実施又は作成しなかったという説明に不合理な点は認められない。

#### イ 本件文書について

- (ア) 広域公園基本計画書は、その「序文(はじめに)」の記載から、実施機関が八千代市等との協力のもと作成したこと、作成に当たっては民間事業者に委託したこと、策定時期は平成4年3月であったことが認められる。
- (4) 本件文書については、前述のとおり、広域公園基本計画書作成業務の 委託が行われ、その策定時期が平成4年3月であったことから、実施機関 は、千葉県財務規則第63条、第64条及び第96条の規定により、本件 文書を、遅くとも平成3年度末までに作成し、保有していたものと推測さ れる。
- (ウ) 当該委託に関する対価の支出についても、特に遅延したという事情も認められないことから、平成3年度の出納整理期間が満了するまでには、支出事務が完了したものと推測される。
- (エ) また、実施機関は、本件文書の保存期間を5年と説明するが、実施機関が本件文書を文書規程第43条及び同別表第四に定められていた保存期間5年の「出納証拠書類」に該当するとした判断について、不合理な点は認められない。
- (オ) 実施機関は、開示請求のあった平成13年9月18日時点において、本件文書は、保存期間の経過により廃棄されていたと説明するが、本件文

書の保存期間が5年であること、及び実施機関において現存する文書の保存状況から推測すると、本件文書は廃棄されたものと推定することが適当であると認められる。

#### (2) 結論

以上により、基本調査及び基本構想に係る文書は、作成しなかったため、 また、本件文書については、保存期間経過により廃棄したため、いずれも不 存在であったものと認められる。

なお、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)第1条に規定する県民に対する県の説明責務及び第29条の行政文書の適正な管理という趣旨に鑑みれば、長期計画などの県の重要な施策に関する基本計画の契約関係等の文書については、電子化による物理的な文書の管理技術の進展や、文書保存にかかる事務の費用対効果などの状況の変動を見極めつつ、文書保存の在り方を研究する必要性も認められるところである。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

### 別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容				
14. 5.21	諮問書の受理				
14. 6.11	実施機関の理由説明書の受理				
14.12.18	審議 実施機関から非公開理由の聴取				
15. 1.29	審議				

## (参考)

# 千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職	業	等	備	考
岩 間 昭 道	千葉大学教	授			
佐 野 善 房	弁護士				
福武公子	弁護士				
古幡 浩	城西国際大	学講師		部会:	長

(五十音順:平成15年1月29日現在)